

～ 巻頭言 ～



法整備支援のリクルート担当

弁護士・ニューヨーク州弁護士
大阪大学法科大学院客員教授

池田 裕彦

- 1 法整備支援というものを知ったのは、弁護士登録から3年余りを経過した、米国ロースクール留学中のことであつたと思う。

憲法・国際法担当の教授が、アフリカの新興国で憲法の起草を支援するため現地へ出掛けることになり、しばらく授業が休講になったのである。「へえー、憲法の起草かあ」と驚いていると、米国人の同級生が次のように教えてくれた。「新興国を親米的な国にすることは米国の国益にかなう。そして、その国の法制度を米国法に類似した法制度にすれば、米国企業の進出が容易になるし、米国弁護士の新たなマーケットにもなる」というのである。

なるほど、アメリカという国はすごいことを考えるなあ、と感心したが、自分にはおよそ関係のないことだと思っていた。

- 2 ところが、米国のロースクールを卒業して10年以上たった2003年、法整備支援に少し関わることになった。

この年、最高裁・法務省・日弁連がそれぞれ人材を出し、JICAと協力して、インドネシアにおける法整備支援のニーズについて調査を行うことになっていた。当時、日弁連の国際交流委員会の委員長を務めていた、同じ法律事務所にも所属する国谷史朗弁護士から「男と見込んで頼みがある」などとおだてられて、私も参加することになった。山下輝年・現国際協力部長も法務省から参加された。

現地に行ってみると、驚きの連続であつた。社会全体に賄賂が横行しており、裁判所も例外ではなかった。1審で敗訴しても納得せず、控訴率はほぼ100%であると聞いた。裁判所が信用されていないからであろう。それは、賄賂を多く払えば逆転勝訴できるという思いと無縁ではあるまい。現地の裁判所でこのことを尋ねると「裁判官の給料だけでは生活できないから」と臆面もなく答えられた。裁判の勝ち負けが賄賂の多寡で決まるようでは、弁護士の職業意識も低くなるのは道理である。コネや賄賂に頼るよりも、法律のプロとして報酬をもらえるようになった方が、あなた方の収入は増えると思いますよ、というような話をした。

また、ちょうど我々が現地を訪れた時、東ティモール特別人権法廷が開かれていた。東ティモールの独立運動に関連して、インドネシア国軍の兵士や民兵らが、東ティモールの住民を虐殺したとされる事件の刑事裁判である。国際世論は国際機関による裁判を求めているが、インドネシア政府はこれを拒否して、インドネシア単独で特別人権法廷なるものを開いていた。行ってみると、各国の記者が法廷の外まであふれていた。しかし、記者たちに座る席はなく、皆、傍聴席の後ろに立っていた。傍聴席を埋め尽くしていたのは、全員、軍服姿の国軍兵士たちであった。裁判に対する露骨な圧力であり、異様な光景だった。この状況で公正な裁判などできるのか、と感じた。結局、この裁判では被告は全員無罪になった。証拠の詳細は知る由もないので判断しかねるが、その光景に接した者としては驚く結果ではなかった。

もっとも、司法の汚職といい、傍聴席からの圧力といい、それが隠されるよりも、表に出て語られるだけましなのかもしれない。そういう国を相手にしないことは簡単であるが、逆にそういう状況だからこそ、地道に支援する必要があるとも言えよう。

もちろん、調査の合間には、インドネシア料理に舌鼓を打ったり、民族舞踊を鑑賞させてもらったりした。世界遺産であるボロブドゥールまで飛行機で遠征したつわものもいた。

短い期間ではあったが、インドネシアの法制度や社会・文化を学ぶ貴重な経験となった。また、米国留学でも感じたことではあるが、他国の法制度を知ることは日本の法制度をよりよく理解することでもある。そのような機会を与えていただいたことに今でも深く感謝している。

3 2010年9月に法務総合研究所で「私たちの法整備支援2010」と名付けられたシンポジウムがあり、傍聴に出かけた。仮想の国について法整備支援のプロジェクトを立案せよという課題について、幾つかの大学の学生たちが発表をした。そもそも法整備支援について深く勉強している学生たちがいること自体が驚きであった。弁護士になってようやく法整備支援というものを知った私とは、えらい違いである。しかも、その発表内容たるや、いずれもよく考え抜かれたものであり、感銘を受けた（その詳細は、本号に掲載されている）。

法整備支援の裾野の広がりを感じた瞬間であり、とても頼もしかった。これもひとえに関係各位の地道でたゆまぬ努力の成果なのであろう。

4 いうまでもなく、法整備支援には様々な専門領域の法律家の参加が必要である。そのためには、法整備支援に関わる幅広い人材の育成や確保が不可欠である。

私の所属する法律事務所では、ホームページを作ったり、就職説明会を開催するなどして、司法修習生に事務所の魅力をアピールし、新人弁護士のリクルートに努めている。裁判所や法務省・検察庁でも、同様にリクルート活動に力を入れておられる。法整備支援においても、法律家の卵たちに対して、その魅力を知ってもらい、将来の担い手を長期的視点で育てていく必要がある。上記の大学における取組などは正にその実践であり、素晴

らしいことと思う。

私のインドネシアにおける経験はごく短期間のものであり、事前調査に関わっただけである。ところが、実際の法整備支援は、期間はずっと長く、現地の関係者と協働しながら法制度を作り上げていくわけであるから、その苦労たるや並大抵のものではないだろう。その意味では、私には法整備支援を語る資格などない。ただ、私も法整備支援の魅力のごく一端をかいま見せていただいたように思っている。また、米国ロースクールの同級生が語った米国の法整備支援は、自国の国益に相当に比重を置いたもののように聞こえたが、日本の法整備支援はそのような偏ったものではないはずだ。また、一国の法整備に貢献できたときの達成感は、我々弁護士が日常の業務では決して味わうことのできないものであろうということは分かる。

したがって、これからも折に触れ、司法修習生や法科大学院の教え子たちに対し、私の経験した範囲で法整備支援の魅力をアピールし、法整備支援のいわば「リクルート担当」として末席を汚させていただければ、誠に光栄であると思う。